

令和7年度 鎌倉市保育所等保育料（利用料）月額表

対象年齢 ^{※1}	0歳児～2歳児クラス		3歳児～5歳児クラス	
認定区分	3号認定児童、2号認定児童		2号認定児童	1号認定児童
利用施設	保育所等・ 認定こども園の保育部分		保育所等・ 認定こども園の 保育部分	幼稚園・ 認定こども園の 幼稚園部分
保育必要量	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間	教育標準時間

（単位：円）

国階層	市階層	定義 ^{※2}	保育料（利用料）月額	
1	1	被保護世帯	0	0
2	2	市民税非課税世帯	0	0
3	3	市民税均等割のみの世帯	6,700	6,600
	4	市民税所得割 48,600円未満	9,000	8,900
4	5	市民税所得割 48,600円～64,800円未満	12,700	12,500
	6	市民税所得割 64,800円～80,900円未満	17,200	16,900
	7	市民税所得割 80,900円～97,000円未満	21,600	21,200
5	8	市民税所得割 97,000円～121,000円未満	26,600	26,100
	9	市民税所得割 121,000円～154,000円未満	33,700	33,100
	10	市民税所得割 154,000円～169,000円未満	40,600	39,900
6	11	市民税所得割 169,000円～213,000円未満	45,100	44,300
	12	市民税所得割 213,000円～257,000円未満	49,500	48,700
	13	市民税所得割 257,000円～301,000円未満	52,800	51,900
7	14	市民税所得割 301,000円～333,000円未満	54,700	53,800
	15	市民税所得割 333,000円～365,000円未満	56,800	55,800
	16	市民税所得割 365,000円～397,000円未満	59,000	58,000
8	17	市民税所得割 397,000円～456,000円未満	65,900	64,800
	18	市民税所得割 456,000円～515,000円未満	72,800	71,600
	19	市民税所得割 515,000円以上	79,700	78,300

0

○ 上記保育料（利用料）月額表は、認可保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、幼稚園（施設型給付園）のいずれかを利用し、市内に住所を有する児童の保育料について定めるものです。なお、家庭的保育事業については上記表の額に10分の7を乗じた金額（100円未満切捨て）とします。	
○ 0歳児～2歳児クラスの児童について、給食費は保育料に含まれます。延長保育料は含まれません。 3歳児～5歳児クラスの児童について、保育料は無償化（0円）されていますが、給食費や延長保育料は別途徴収されます。 また、利用施設によっては保育料以外の費用が掛かります。詳細は各利用施設にお問い合わせください。	
○ 市民税所得割合算額が77,101円未満のひとり親世帯及び同居の障がい者がいる世帯については、保育料は無償です。	
○ 同一世帯で就学前の児童が2人以上保育所等 ^{※3} を利用している場合、年齢順に2人目以降の保育料は無償です。 また、市民税所得割合算額57,700円未満の世帯については、年齢制限なく、第2子以降の保育料は無償です。	
○ 保育料が無償の場合でも、保育料算定に係る租税資料（課税証明書等）の提出が必要です。	
多子世帯減免の詳細は市HPへ→ 	
※1 この表の対象年齢とは、保育の実施の日の属する年度の4月1日における年齢のことを言います。なお、1号認定に関してのみ、満3歳に達した児童は3歳児として保育料の算定を行います。 ※2 4月分～8月分は前年度の市民税所得割額、9月分～翌年3月分は当年度の市民税所得割額を基に算定します。 ご自身の市民税所得割額については、市民税額の通知書や課税証明書をご確認ください。 算定にあたっては、配当控除・外国税額控除・住宅借入金等特別控除・市町村等に対する寄附金控除・住宅特定改修特別税額控除・認定長期優良住宅新築等特別税額控除・配当割額控除・株式等譲渡所得割額控除・税額調整を考慮しません。 ※3 保育所、認定こども園、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭的保育事業、幼稚園、都道府県知事に届出のある認可外保育施設、特別支援学校幼稚部、企業主導型保育事業、児童発達支援及び児童心理治療施設を言います。 なお、保育課でこれらの施設の利用状況を確認できないことがあります。その場合、利用状況について保護者の方からお申し出いただく必要がありますので、鎌倉市保育課までお問い合わせください。 （都道府県知事に届出のある認可外保育施設については、鎌倉市独自の制度として令和6年度（2024年度）から対象に追加しています）	